

## 第1節 活動体制計画

村域に大規模な地域災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、村は、速やかに災害対策本部等組織の編成、要員の確保を行い、初動体制を確立するとともに、関係機関と緊密な連携を図りつつ地震災害の発生を防御し、又は応急的救助を行うなど災害の拡大を防止するための活動体制を整備する。

### 1 災害対策本部

災害対策本部の設置、組織及び所掌事務等については、基本計画編第2章第1節「活動体制計画」に準ずる。ただし、勤務時間外に大規模地震が発生し、交通機関の途絶等によって災害対策本部の正常な運営が直ちにできない場合は、あらかじめ村長が指名する緊急防災要員等による初動体制によって、被害状況の把握等を行うとともに、災害応急対策を実施する。

### 2 地震発生時の緊急配備体制

配備体制については、基本計画編第2章第1節「活動体制計画」に準ずる。ただし、地震発生及び地震災害時における動員時期及び標準配備要員数については、次のとおりとする。

	準備体制 (第1次配備)	警戒体制 (第2次配備)	非常体制 (第3次配備)
配備時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>●村内で震度4の地震が発生したとき。</li> <li>○その他村長が特に必要と認めたとき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●村内で震度5弱又は5強の地震が発生したとき。</li> <li>○その他村長が特に必要と認めたとき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●村内で震度6弱以上の地震が発生したとき。</li> <li>○その他村長が特に必要と認めたとき。</li> </ul>
配備内容	<p>事態に対処するため、災害防除の措置を強化し、救助その他災害の拡大を防止するために必要な諸般の準備を開始、情勢の把握、連絡活動を主とする体制とする。</p>	<p>局地的災害に対しては、即座に応急対策活動が遂行できる体制とする。</p>	<p>要員の全員をもって当たる完全体制とし、状況による応援組織が直ちに活動できる体制とする。 (災害対策本部の設置)</p>

(注) ●は自主参集基準を示す。配備要員は、●の基準に該当することを覚知したときは、配備指令を待たず、自ら進んで登庁し、配備につくものとする。

## 標準配備要員数

担当課 配備基準	総務課	政策 推進室	住民 福祉課	産業 建設課	教育 委員会	消防団
1号警戒配備	課長 消防係	室長 防災担当	課長	課長	次長	
2号警戒配備	全職員					消防団長 副団長
3号警戒配備	全職員及び全消防団員					

## 第2節 地震情報の伝達計画

地震発生直後の初動期における応急対策を進める上で、地震情報等は基本的な情報である。このため、村は、関係機関と連携を図り、あらかじめ定めた警報等の伝達システムにより、迅速・確実に受信し、その内容を把握し、住民及び関係機関等に伝達する。

### 1 情報の種類

#### (1) 地震に関する情報

##### ア 地震に関する情報の種類

情報の種類	内 容
震源・震度に関する情報（気象庁）	震度3以上が観測された場合、震源要素、その地域名と市町村名を発表する。なお、震度5弱以上になった可能性がある市町村の震度情報が得られていない場合、その事実を含めて発表する。また、津波の有無を付記する。
各地の震度に関する情報（気象庁）	震度1以上が観測された場合、震源要素、その観測点名を発表する。なお、震度5弱以上になった可能性がある観測点の震度情報が得られていない場合、その事実を含めて発表する。また、津波の有無を付記する。
地震回数に関する情報（気象庁）	大きな地震が発生するなど、地震が多発した場合、1時間あたりの震度1以上の地震発生回数を震度ごとにまとめて発表する。
和歌山県総合防災情報システムの情報（和歌山県）	和歌山県総合防災情報システムにより、県統制室は各市町村に情報を伝達する。

### 2 情報の受理、伝達

具体的な受理、伝達方法については、基本計画編第2章第2節「気象情報の伝達計画」に準ずる。

ただし、地震による被害が発生している場合、余震等により災害が見込まれる場合、防災行政無線等により、住民に周知する。

### 第3節 早期災害情報収集の計画

村は、被害の状況及びこれに対して執られた措置に関する情報を収集する。

その際、当該被害が村の対応力のみでは十分な災害対策を講ずることができない災害である場合は、至急その旨を県及び国にそれぞれ通報するとともに、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意する。また、被害の詳細が十分に把握できない状況にあっても、入手できた災害情報の迅速な報告に努める。

具体的な計画については、基本計画編第2章第3節「早期災害情報収集の計画」に準ずる。

### 第4節 被害状況の調査・報告計画

地震発生直後から被災状況を正確に把握するため、災害情報及び被害情報については特に住民の生命に関わる情報に重点を置いて収集し、速やかに県・関係機関等に報告する必要がある。収集した災害情報等を県や関係機関との間で共有し、応急対策に活用する。

具体的な内容については、基本計画編第2章第4節「被害状況の調査・報告計画」を準用する。

ただし、地震が発生し、村域内で震度4以上を記録した場合は被害状況及び応急措置の実施状況を県に報告する。

### 第5節 ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画

災害時には陸上の道路交通の寸断が予想されることから、被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の搬送等の緊急の応急対策については、各種防災ヘリコプターの広域的かつ機動的な活用を図る。

具体的な計画については、基本計画編第2章第5節「ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画」に準ずる。

## 第6節 通信運用計画

災害時において、通信は正確な情報の収集伝達手段として非常に重要な役割を果たし、あらゆる災害応急活動を迅速に行う上で必要不可欠なものである。

村は、関係機関との連携を図り通信の復旧に全力を挙げ、不通の間は補完的な通信手段の確保に努める。

具体的な計画については、基本計画編第2章第6節「通信運用計画」に準ずる。

なお、通信設備については、耐震化を図ることを前提とするが、地震によって通信設備が損傷し、通信機能が低下又は機能停止するおそれがあるので、被害を最小限にとどめ、早急な機能の回復を図るための通信設備の応急復旧のための体制、維持管理業者、関係機関との連絡方法等を定めておく。

## 第7節 広報計画

震災の同時性、広域性、多発性という特殊性を考慮した広報体制を確立するとともに、報道機関及び防災関係機関との連携を密にして、地域住民等のニーズに応じた適切かつ迅速な広報を行う。広報活動は、原則として村長（災害対策本部長）等が承認した内容を広報責任者が実施する。

具体的な広報活動については、基本計画編第2章第7節「広報計画」に準ずる。ただし、地震災害の特殊性により、主な広報事項は次のとおりとする。

- (1) 災害対策本部設置に関する事項
- (2) 災害の概況（火災状況等）
- (3) 余震等に関する地震情報及び注意の喚起
- (4) 地震発生時の注意事項（特に出火防止）
- (5) 避難の勧告、避難場所の指示
- (6) 電気、ガス、水道、電話等（ライフライン）の被害状況
- (7) 食料及び生活必需品の供給に関する事項
- (8) 防疫に関する事項
- (9) 医療救護所の開設状況
- (10) 被災者等の安否情報
- (11) 不安解消のため、住民に対する呼び掛け
- (12) 自主防災組織に対する活動実施要請
- (13) 交通機関の運行状況及び交通規制状況
- (14) 犯罪防止に関する情報
- (15) 建物の危険度判定情報
- (16) 道路、橋梁、河川等公共施設の被害状況
- (17) その他必要と認められる情報

## 第 8 節 消火・救急救助活動計画

地震災害時は、住宅地を中心に火災が予想されるため、村・消防機関を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら、消防活動を行う必要がある。

このため、消防機関は、現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力を挙げ、災害状況によっては他の地域からの応援を得た、効果的に連携し、消防活動を推進する。

具体的な消防活動については、基本計画編第 2 章第 27 節「火災関係応急対策計画」を準用するが、住民は、地震発生直後の出火防止、初期消火及び延焼拡大防止等の活動に努めるとともに、近隣の出火・延焼の拡大防止活動に協力するものとする。

## 第 9 節 各機関への派遣要請計画

大地震が発生した場合、被害が拡大し、村単独では対処することが困難な事態が予想される。

このため、自衛隊法第 83 条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請のほか、他の機関等への効率的かつ迅速な災害派遣と受け入れ態勢を整える。

具体的な要請方法、受け入れ態勢については、基本計画編第 2 章第 8 節「各機関への派遣要請計画」に準ずる。

## 第 10 節 医療救護計画

震災時には、多数の負傷者が発生し、また、医療機関自体も被害を受け混乱が予想される中で、救命処置、後方搬送等の医療活動が必要となる。

このため、村は、県、日本赤十字社和歌山県支部、医師会、地元医療関係等と協力し、救助班による緊急医療を実施するとともに、後方医療機関等への後方搬送を迅速に行う。

具体的な計画については、基本計画編第 2 章第 9 節「医療救護関係」に準ずる。

## 第 11 節 ボランティア活動支援計画

大規模な地震の発生時には、各種援護を必要とするものが増大し、ボランティアの積極的な参加が期待される一方で、その活動環境が十分に整備されないと効果的な活動ができない場合もある。このため、村では、ボランティアの参加を促すとともに、参加したボランティア等の活動が円滑かつ効果的に実施されるよう環境整備を行う。

具体的な計画については、基本計画編第 2 章第 10 節「ボランティア活動支援計画」に準ずる。

## 第 1 2 節 災害時要援護者の福祉的処遇計画

高齢者、障害者、難病患者、乳幼児など災害時要援護者の被災情報把握に努めるとともに、災害時要援護者の状況に応じた福祉サービスの提供の援助活動を行う。

災害時要援護者に対する援助対策については、基本計画編第 2 章第 11 節「災害時要援護者の福祉的処遇計画」に準ずる。

## 第 1 3 節 避難対策計画

大規模地震発生時においては、家屋の倒壊、火災、がけ崩れ等の発生が予想されるなか、迅速、的確な避難活動を行う必要があるため、避難のための可能な限りの措置をとることにより、住民、生命、身体の安全確保に努める。その際、災害時要援護者についても十分配慮する。

避難活動に関する対応については、基本計画編第 2 章第 12 節「避難対策計画」に準ずる。

## 第 1 4 節 緊急輸送計画

緊急輸送は、住民の生命の安全を確保するための輸送を最優先に行うことを原則に、交通関係諸施設などの被害状況及び復旧状況を把握し、復旧の各段階に応じた的確な対応を行う。

緊急輸送活動対策については、基本計画編第 2 章第 13 節「緊急輸送計画」に準ずる

## 第 1 5 節 災害警備、交通規制計画

震災時には、住民の生命、身体、財産の保護及び各種犯罪の予防、取締まり並びに交通秩序の維持、その他被災地における治安維持及び交通確保に万全を期することが極めて重要である。

このため、村は関係機関の災害警備計画に協力し、住民の安全を守る。具体的な計画については、基本計画編第 2 章第 14 節「災害警備、交通規制計画」に準ずる。

ただし、災害時には運転者は次の措置をとらなければならない。

### 〔住民〕

#### (1) 走行中の車両の運転者の遵守事項

ア できる限り安全な方法により車両を道路の左側端に停止させること。

イ 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

ウ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側端に寄せて停車し、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。

(2) 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、交通規制が行われている区域または道路の区間（以下「通行禁止区域等」という。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域等内にある運転者は、次の措置をとる。

ア 速やかに車両を次の場所に移動させること。

(ア) 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

(イ) 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の妨害とならない方法により駐車すること。

ウ 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において車両等を破損することがあること。

## 第16節 水防活動計画

地震災害時は、災害状況によっては、護岸破損や斜面崩壊等により、水防活動や土砂災害等の防止対策を行う事態が予想される。

このため、村は大地震発生後直ちに、消防団等を出動させ、必要に応じた地域内外の協力・応援を得て区域内の河川、砂防施設等を巡視するなど警戒活動を強化し、水防活動を実施する。

具体的な対策については、基本計画編第2章第28節「風水害応急対策計画」に準ずる。ただし、地震時の河川等施設被害の拡大防止については次のとおりとする。

(1) 地震時の護岸の損壊等による浸水防止

地震動の伴い損壊・亀裂が入るなど、河川護岸の被害が生じた場合は、その被害の実態に応じて、土嚢積み等の浸水防止措置を講じ、二次災害を防止する。

(2) 河川施設の早期復旧

そのまま放置すれば、二次災害につながるおそれのある河川施設については、関係業者等を手配するなど早急に応急復旧措置を講じ、被害の拡大防止を図る。

## 第17節 食料、生活必需品の供給計画

震災時には、住居の倒壊や焼失及びライフラインの途絶等により、食料の確保は困難になり、寝具その他生活必需品等を喪失する被災者が多数発生し、一部では避難生活の長期化も予想される。特に冬期においては、防寒具や布団等の早急な給与が必要である。このため、迅速に食料、衣料及び生活必需品を調達し、被災者に給与する。

具体的な計画については、基本計画編第2章第15節「食料、生活必需品の供給計画」に準ずる。

## 第18節 給水計画

震災時には、ライフラインが被災し、復旧までの間、飲料水等の確保が困難となるほか、医療機関等では、緊急医療に必要な水の確保が重要となる。また、多数の避難者が予想され、避難所での応急給水の需要が高まる。このため、緊急度、重要度を考慮した給水体制をとるとともに、早急に給水手段を確保し、被災者に給水する。

具体的な計画については、基本計画編第2章第16節「給水計画」に準ずる。ただし、給水施設の老朽化への対応及び耐震性の向上に努める。

## 第19節 公共施設等の応急復旧計画

震災時には、道路・河川・砂防施設等の公共施設に多大な被害が予想される。これらの施設は、緊急輸送の実施等初動期の応急対策活動を実施する上で大変重要な施設である。このため、速やかに被災状況の情報収集を行い、迅速かつ的確に、緊急度、優先度を考慮して施設の復旧に努める。

なお、河川管理施設については、基本計画編第2章第28節「風水害応急対策計画」に、道路施設については、第29節「道路関係災害応急対策計画」に、砂防施設等については、第30節「土砂災害応急対策計画」に準ずる

### 1 道路、橋りょう、トンネル

村は、他の道路管理者と協力して、震度4以上の地震が発生した場合は、緊急輸送道路等の被害状況、車両通行不能状況等の緊急調査を実施する。

また、橋りょう、トンネル等の主要な構造物、異常気象時における事前通行規制区間、土砂崩壊、落石等の危険箇所等の緊急点検を行うとともに、必要に応じてヘリコプターを活用するなどして被害状況の把握の迅速化を図る。

### 2 公共建築物（関係課）

#### (1) 被災公共建築物の点検

村は、災害発生後直ちに応急危険度判定士等を活用して、公共建築物の緊急点検を実施し、これらの被害状況等の把握に努める。

## (2) 被災公共建築物の応急復旧

緊急点検を終えた施設は、被災の程度に応じて速やかに応急復旧を行い、施設の機能回復を図る。

公共施設のうち次に掲げる建築物については、災害時に活動上重要な拠点となることから、これらの活動を円滑に進めるため、他に優先して応急復旧及び安全確保を行い、それぞれの施設の機能の確保を図る。

ア 災害時に応急活動上の拠点となる村庁舎等

イ 災害時に避難誘導及び情報伝達、救助等の防災業務の中心となる村出先機関等

ウ 災害時に緊急の救護所となる医療機関等

エ 災害時に被災者の一時収容施設となる学校、体育館等

オ その他の村有施設のうち、上記に準ずる公共施設

## 第20節 ライフライン施設の応急復旧計画

ライフラインの復旧は、復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすことから、村は各ライフライン事業者等との連携のもと、地震災害発生時において被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、ライフライン事業者が実施する応急復旧に協力する。また、必要に応じ、広域的な応援体制をとるよう努める。

なお、簡易水道施設については、基本計画編第2章第16節「給水計画」に、電話施設については、第6節「通信運用計画」に、電気施設については、第32節「ライフライン関係災害応急対策計画」に準ずる。

## 第21節 危険物施設等応急対策計画

大規模地震により危険物施設等が被害を受け、又は危険物の流出その他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るほか、二次災害を防止しなければならない。このため村は各施設管理者が実施する応急対策に協力し、適切かつ迅速な防災活動を実施する。また、事業所の関係者及び周辺住民等に被害を及ぼさないように努める。

具体的な計画については、基本計画編第2章第31節「危険物等災害応急対策計画」に準ずる。

## 第22節 二次災害の防止活動計画

地震災害における斜面崩壊及び建築物の倒壊等による二次災害を防止し、被害を最小限におさえるため、村は、防災関係機関等の協力を得ながら住民の安全確保に努める。

### 1 土砂災害対策

村は、余震あるいは降雨等による二次的な土砂災害の危険箇所の点検を行う。

その結果危険性が高いとされた箇所については、関係機関や住民に周知を図り適切な応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに警戒避難対策を実施する。

### 2 被災建築物の応急危険度判定

村は、大規模地震により被災した建築物の倒壊、部材の落下等による人命への二次災害を防止するために、県の協力を得て早期に被災建築物応急危険度判定実施本部を設置するとともに、被災建築物応急危険度判定士による応急危険度判定を実施する。

特に、庁舎・避難施設等の防災上重要な建築物は、速やかに応急危険度判定を行い、その結果、崩壊等の危険性が高い場合は、使用禁止及び立ち入り禁止等の措置を執るよう施設管理者に勧告する。

## 第23節 防疫、保健衛生計画

震災時には、建物の倒壊や焼失及び水害等により多量のごみ・がれきの発生とともに、不衛生な状態から感染症や食中毒等の発生が予想される。特に、多数の被災者が収容される避難所等において、その早急な防止対策の実施が必要である。

このため、防疫、食品衛生、環境衛生に関し、適切な処置を行う。

具体的な活動内容等については、基本計画編第2章第17節「防疫、保健衛生計画」に準ずる。

## 第 2 4 節 遺体の火葬等計画

震災時の混乱期には、行方不明になっている者（生存推定者、生死不明者、死亡推定者の全て）が多数発生することが予想され、捜索、収容等を早急に実施する必要がある。

このため、迅速かつ的確な行方不明者の捜索を行うとともに、多数の死者が発生した場合は、遺体の処理等を適切に行う。

具体的な活動内容等については、基本計画編第 2 章第 18 節「遺体の火葬等計画」に準ずる。

## 第 2 5 節 廃棄物の処理及び清掃計画

震災時には、建物・ブロック塀等の倒壊や地震火災等により、大量のごみの発生が予想される。また、水道施設の被災によりトイレ等の使用に支障をきたし、し尿処理の問題も生じる。特に多くの被災者のいる避難所等での仮設トイレ等の早急な設置が必要となる。

このため、がれき及びし尿・ごみの処理に関し、必要な措置を行う。

具体的な活動内容等については、基本計画編第 2 章第 19 節「廃棄物の処理及び清掃計画」に準ずる。

## 第 2 6 節 文教対策計画

震災時における学校施設の被災及び児童生徒の被災により通常の教育を行うことができない場合は応急教育を実施する。

応急教育及び学校施設の確保等、災害時における教育活動については、基本計画編第 2 章第 20 節「文教対策計画」に、また文化財の保護及び応急対策については第 21 節「文化財災害応急対策計画」に準ずる。

## 第 2 7 節 住宅応急対策計画

震災時には、住居の全壊、全焼等が多数発生することが予想され、住居を喪失した住民を収容するための応急仮設住宅等の早急な設置が必要である。また、一部損壊の住宅も多数発生するので、応急修理をするために必要な資材等の確保が急務である。

このため、応急仮設住宅の建設等、被災者が居住可能な住宅を迅速に確保する。

住宅の確保・修理については、基本計画編第 2 章第 22 節「住宅応急対策計画」に準ずる。

## 第 2 8 節 労務計画

災害時には、多数の応急対策の需要が発生し、応急活動を実施する人員の不足が予想される。このため、災害応急対策の実施等のために必要な技術者、技能者及び労務者等の確保（公共職業安定所を通じての確保）を円滑に行い、迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。

具体的な計画については、基本計画編第 2 章第 24 節「労務計画」に準ずる。

## 第 2 9 節 災害救助法等による救助計画

地震災害が発生し、一定規模以上の被害が生じると災害救助法が適用され、同法に基づき被災者の保護と社会の秩序の保全を図るため、応急的救助が実施される。

このため、村は、災害救助法の実施機関、適用基準、被災世帯の算定基準、適用手続きについて示し、これに基づいて災害救助法を運用する。

具体的な計画については、基本計画編第 2 章第 25 節「災害救助法等による救助計画」に準ずる。

## 第 3 0 節 義援金の取扱いに関する計画

震災時には、多くの義援金の送付が予想される。このため、義援金の募集及び寄せられた義援金を公正・適正に被災者に配分するために体制を整える。

具体的な計画については、基本計画編第 2 章第 26 節「義援金の取扱いに関する計画」に準ずる。

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害及び局地激甚災害の指定を受けるため、県の行う調査等に協力する。

具体的な計画については、基本計画編第 3 章第 5 節「激甚災害の指定に関する計画」に準ずる。